No	サービス種別	質問	回答
1	地域密着型通所介護	看護職員の配置の利用定員の考え方について	地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの看護職員の配置基準について、単位ごとに1以上配置することとされていますが、利用定員が10人以下である場合にあっては、配置しないことも可能となっています。 配置の有無は利用人数ではなく、**利用定員数で判断**してください。
2	共通	ハラスメントのない労働環境を構築するために参考となる資料がないか	厚生労働省のHPに介護保険現場におけるハラスメント対策について ハラスメント対策マニュアル及び研修のための手引きが掲載されています。 以下のURLから資料を確認してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html
3	共通	科学的介護情報システム（LIFE）の活用方法について知りたい	厚生労働省のHPにLIFEの導入、入力と評価方法、利活用のマニュアル等が掲載されています。 以下のURLから資料を確認してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html
4	（地域密着型）通所介護・通所リハビリテーション	通所介護及び（介護予防）通所リハの単位設定の考え方について	事業所としての単位設定は、１時間毎（※）とし、単位分け不要の判断基準として、隣接の隣接の単位までを一体的に提供できるものとします。 ※１時間毎の設定単位は、３－４（３時間以上４時間未満のことをいう。以下、同じ。）、４－５、５－６、６－７、７－８、８－９のいずれかとする。 （具体例） サービス提供時間を９時３０分から１６時４０分とした場合事業所としての単位が７－８の単位に該当するため、隣接の６－７、８－９、隣接の隣接の５－６の単位について、単位分け不要となります。 つまり、この場合は、当該単位で、５－６、６－７、７－８、８－９の利用者へのサービス提供が可能です。 （イメージ） （留意点） ８時間以上９時間未満利用者がある場合、当該利用者については、通常８時間１０分程度の通所介護計画が作成されることから、提供時間を通じて配置するべき介護職員は、早番と遅番のシフトが配置されなければならないことに留意してください。
5	共通	業務継続計画（BCP）を策定するために参考となる資料はあるか	WAMネットにガイドラインやBCP作成のためのひな形が掲載されています。 以下のURLから資料を確認ください。 https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html

6	共通	管理者の兼務範囲について	令和6年度報酬改定により、管理者の責務及び兼務範囲の明確化が行われました。それに伴って、同一法人内で管理者が兼務する職種数や事業所数、管理者として配置すべき時間数等について制限を設けず、管理者としての責務に支障がない範囲で兼務が認められることとなっています。 例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される施設・事業所においてサービス提供を行う看護・介護職員等と兼務する場合等は管理業務に支障があると考えられます。
7	共通	介護職員等処遇改善加算や訪問介護における同一建物減算（12%）等の定期的に計画書や計算書等を提出することが義務付けられているものについて、提出の度に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」や「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を添付する必要があるか	定期的に計画書や計算書等を提出することが義務付けられている加算等については、加算の新規取得や区分変更がある場合にのみ、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」や「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を添付して提出してください。 ※区分変更がない場合は、計画書や計算書等のみ提出してください。
8	（地域密着型）通所介護・通所リハビリテーション	利用定員を変更する場合は事前の窓口相談が必要とされているが、定員を減らす場合にも事前相談が必要か	通所介護・通所リハビリテーションにおいては、定員に対して機能訓練室の面積要件（定員×3㎡）を満たしているかを確認する目的で事前相談をお願いしております。したがって、定員を減らす場合に機能訓練室の区画は変更しないということであれば、面積要件については満たしていることが分かるため、事前相談は不要です。
9	共通	「電磁的方法」による利用者への説明・同意について ①利用者が電磁的方法での同意を拒む場合は、メール等で同意を得ることはできないのか ②メールにて同意を得る場合、複数の案件に対して一通のメールで同意を得ることは可能か ③令和３年度の制度改正により、様式から署名欄が削除されているものがあるが、電磁的方法で同意を得ない場合は署名が必要か ④居宅サービス計画書の第１表、第６表についても電磁的方法で同意を得ない場合は署名・押印が必要か	①利用者等から承諾を得た場合のみ、電磁的方法が可能となります。利用者が従来通り書面で同意を行いたいとのことであれば、双方の話し合いのうえ同意方法を決めてください。 ②可能である。ただし、何に対する同意であるのか明確にわかるようにしたうえで同意を得てください。 ③基準上、署名又は文章によって利用者の同意を得ること等が義務付けられているものに対しては、様式の署名欄が削除されていたとしても必要になります。 ④電磁的方法で行う場合は署名が不要になりますが、口頭で同意を得て支援経過記録に記載するという方法は想定しておらず、従来の方法（第６表であれば、余白に署名をいただく等）で同意を得る必要があります。